

令和元年台風第15号等の被災者に係る国民健康保険料（税） などの減免等に関する要望

記録的な暴風雨となった台風15号及び19号は、本県に広範囲で長期的な停電や断水、膨大な数の住宅の損壊など、これまでにない甚大な被害をもたらしました。さらに、10月25日の大雨では、わずか半日で1か月分の猛烈な雨が降り、土砂崩れや河川の氾濫、大規模な床上・床下浸水や多数の帰宅困難者の発生など、再び大きな被害を受けました。

このような中、県内各保険者においては、厚生労働省の通知等に基づき、被災者が安心して医療福祉サービス等を受けることができるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険において、台風15号以降の一連の災害の被災者に対して、保険料（税）や一部負担金の減免等を実施しているところです。

被災者の生活を支援するとともに、引き続き安心して医療福祉サービス等を受けることができるよう、また、被災した市町村の早期の復旧を実現するためにも、国による財政支援が必要不可欠です。

つきましては、次の事項について、特段の御配慮をお願いします。

要 望

- 1 台風第15号、第19号及び10月25日の大雨による災害が一連の災害である実態を踏まえ、これらの災害に対する減免については、台風第19号と同様の財政支援を行うこと。
- 2 令和2年1月末までとなっている「国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金」や「介護保険の利用料」の免除期間については、実態に合わせて延長すること。

令和元年12月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

千葉県知事 森 田 健 作

